

国技建管第1号
平成28年6月17日

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

余裕期間制度の活用について

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営管第355号、国営計第75号、国北予第25号）や「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」（平成27年12月25日付け国地契第44号、国官技第257号、国営管第356号、国営計第76号、国北予第26号）により、余裕期間制度の設定について通知しているところであるが、この度、更なる余裕期間制度の活用にむけた参考資料として、別添「余裕期間制度の活用について」のとおり定めたので、余裕期間制度の運用における参考にされたい。

国技建管第1号の2
平成28年6月17日

沖縄総合事務局 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

余裕期間制度の活用について

標記について、別添のとおり各地方整備局等あてに通知したので、貴局におかれても準拠されたい。

余裕期間制度の活用について

平成28年6月
大臣官房技術調査課

1. 余裕期間制度とは

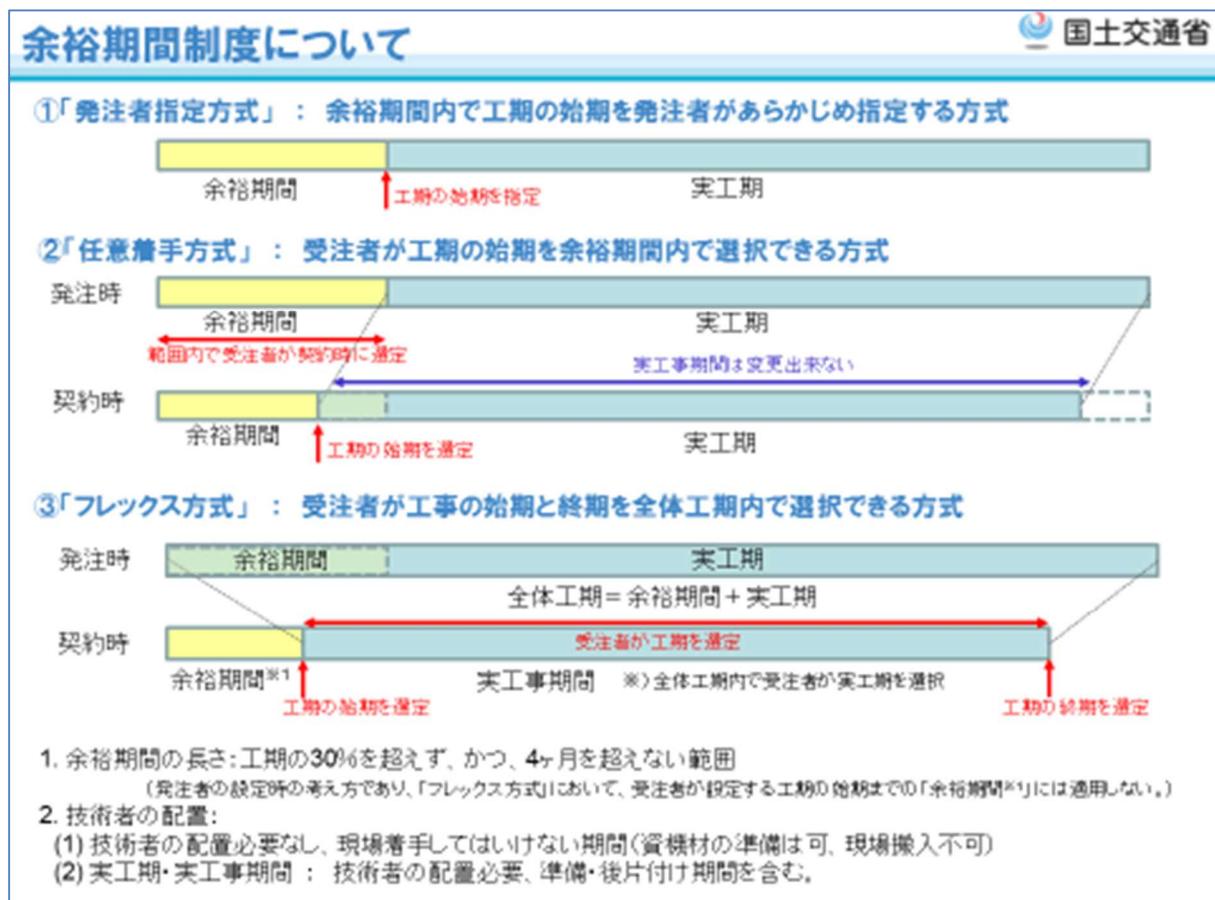
余裕期間制度は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間^{※1}を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。

柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資すると考えており、工事の発注において、積極的に活用することとしている。

余裕期間制度には、次の方法がある。

- ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「フレックス方式」という。）

**※1「余裕期間」：契約期間内であるが、工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間である。
工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。**



2. 余裕期間内の監理技術者配置等について

「監理技術者制度運用マニュアル」三（２）において、監理技術者等の専任期間について、以下のように記載されている。

「監理技術者制度運用マニュアル」【抜粋】

三 監理技術者等の工事現場における専任

（２）監理技術者等の専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となるが、たとえ、契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

<中略>・・・

なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続き上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

ここで、フレックス工期を採用した場合の取り扱いが定められているところであるが、余裕期間を設定した場合においても同様に、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間（余裕期間）は、監理技術者等を設置することを要しないことに留意する。

なお、余裕期間内は、監理技術者等を設置しない（工事開始日前）ため、現場着手をしてはならない。

※ 【参考】平成27年7月30日付事務連絡（国土交通省土地・建設産業局）
「監理技術者制度運用マニュアル」の解釈の明確化について

3. 工期について

(1) 発注時の設定（全方式共通）

当該工事の工期を算出し、その工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を追加した全体工期日数を算出する。

(2) 当初契約時点の設定

1) 「発注者指定方式」

発注者が工事の始期をあらかじめ指定しているため、工事の始期までの間は、余裕期間となる。

2) 「任意着手方式」

発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択し決定する。工期は、受注者が決定した工事の始期から発注者が指定する工事日数を加えたものが工期となる。受注者が決定した工事の始期までの間は、余裕期間となる。

3) 「フレックス方式」

発注者があらかじめ設定した全体工期（工事完了期限まで）の内で、受注者が工事の始期と終期を決定する。受注者が決定した工事の始期から終期までが工期となり、受注者が決定した工期の始期までの間が、余裕期間となる。

(3) 工期決定（当初契約）後における工期変更の考え方「フレックス方式」

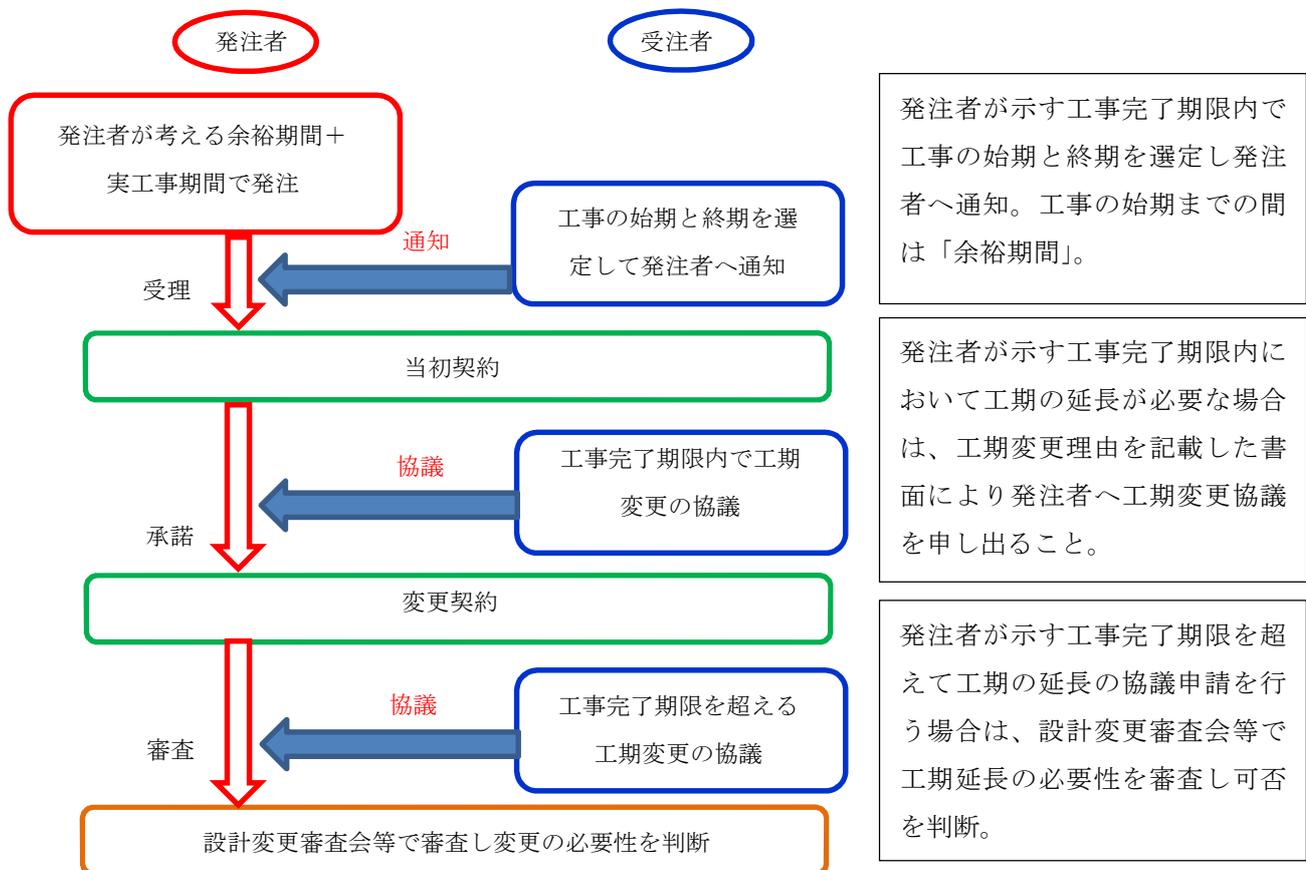
余裕期間中や工事着手後における工期の変更にあたって、入札公告時点に発注者が示した工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする。

※ その他の方式は、従来通り

4. 余裕期間制度「フレックス方式」の運用について

「フレックス方式」とは、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者が工事の始期と終期を決定する方式であり、受注者が決めた工期により契約を行う方式である。

受注者による工期の設定は、発注者が示す工事完了期限までに完了する工期設定であれば良い。また、契約後に受注者が工期の変更を希望する場合は、余裕期間及び実工事期間に関わらず、工期変更理由を明示した書面を発注者へ提出することにより変更協議を行うものとする。なお、発注者が示す工事完了期限を超えて工期の延長が必要な場合には、従来どおり設計変更審査会等によりその必要性を判断の上、決定するものとする。



5. その他

(1) 余裕期間制度に関連する通知等

【余裕期間制度】

① 官房長通知

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」

(平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営管第355号、国営計第75号、国北予第25号)

② 課長通知

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」

(平成27年12月25日付け国地契第44号、国官技第257号、国営管第356号、国営計第76号、国北予第26号)

③ 事務連絡 (入札説明書及び特記仕様書)

「余裕期間制度を活用した工事の入札説明書及び特記仕様書の記載例等について」

平成27年12月25日付け事務連絡 (大臣官房技術調査課事業評価・保全企画官 他)

なお、特記仕様書の記載は、別添を参考に記載すること。

【監理技術者制度】

① 通知

「監理技術者制度運用マニュアルについて」

平成16年3月1日付け国総建第315号 (国土交通省土地・建設産業局)

② 事務連絡

「監理技術者制度運用マニュアル」の解釈の明確化について

平成27年7月30日付け事務連絡 (国土交通省土地・建設産業局)

(別添) 特記仕様書記載例 (※青字は解説)

第〇条 主任技術者等の専任期間 (特記仕様書作成要領の記載例を以下に変更する)

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間) については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日 (例: 「完成通知書」等における日付) とする。

第〇条 工期

【発注者指定方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：平成■■年■■月■■日から平成●●年●●月●●日まで

↑※発注者が指定する工事の始期及び終期を記載。

(余裕期間：契約締結日の翌日から平成▲▲年▲▲月▲▲日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

【任意着手方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定するこ

とができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式○により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：工事の始期から●●●日間

↑※発注者が指定する実工事期間を記載。

(但し、平成■■年■■月■■日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

↑※工事を開始しなければならない最終日を記載

※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から●●●日間で工事を完了させること。

【フレックス方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式○により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から平成●●年●●月●●日（工事完了期限）まで

※↑発注者が指定する工事完了期限を記載。

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする。

第〇条 CORINS への登録（以下を追加する）

○. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）